

8月は『道路ふれあい月間』

問い合わせ 維持管理課 ☎0942-85-3598

道路の役割と重要性を再認識し、道路を常に広く、美しく、安全に利用する機運を高めることを目的として、毎年8月を『道路ふれあい月間』と定めています。道路管理に関する問い合わせや道路に異常をみつけた場合は維持管理課へご連絡ください。市は、道路に関する次の取り組みを行っています。

道路の異常(陥没、穴ぼこなど)を見つけたらご連絡ください

記事ID 0015696

道路の陥没や穴ぼこ、段差、ひび割れ、のり面の崩壊など、道路の不具合は通行者に危険が及ぶ恐れがあります。道路の異常を発見したときは、次の①～③のいずれかの方法でご連絡をお願いします。ご協力よろしくお願いします。

①国土交通省LINE通報アプリ(#9110)

スマートフォンアプリ『LINE』で、トーク画面のフォームに沿って道路の損傷状況やその場所、写真の投稿ができます。『国土交通省道路緊急ダイヤル(#9110)』を友だち追加してご利用ください。



▲『国土交通省道路緊急ダイヤル(#9110)』
友だち追加

②鳥栖市市民通報システム

入力フォームに沿って道路異常の場所や状況、写真の投稿ができます。

鳥栖市市民通報システム▶



道路のひび割れ



道路の穴ぼこ



道路の陥没

③電話

道路の種類によって管理者が異なります。異常がある道路の管理者にご連絡をお願いします。連絡の際には、場所が特定できるように、目印になる建物や近くにあるものなどを教えてください。

種類		道路管理者	所在地	電話番号
市道		市役所 維持管理課	宿町1118	0942-85-3598
県道		県東部土木事務所	元町1234-1	0942-83-4176
国道	3号 34号	佐賀国道事務所鳥栖維持出張所	田代昌町492-2	0942-83-2505
	500号	県東部土木事務所	元町1234-1	0942-83-4176

道路里親制度

記事ID 0001196

道路(市道)を『里子』に、市民の皆さんを『里親』に見立て、草刈りや清掃などの自発的なボランティアによる道路の美化活動を支援する制度です。

道路里親制度に登録すると

活動に必要なごみ袋、軍手、ほうきなどの備品を支給、貸し出します。活動中のけがや事故に備えた保険に加入するので安心して活動できます。

登録は個人でも団体でも可

現在、団体や個人で登録された約900人の市民の皆さんが、里親として環境美化活動に取り組んでいます。皆さんも道路の里親になってみませんか？



雨子川の清掃活動をする
田代外町区の皆さん



市道の除草作業をする
四阿屋会の皆さん